

昭和二十九年労働省令第十三号

年少者労働基準規則（昭和二十二年労働省令第八号）の全部を次のように改正する。

（児童の使用許可申請）

第一条 使用者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第五十六条第一項の規定による許可を受けようとする場合においては、使用しようとする児童の年齢を証明する戸籍証明書、その者の修学に差し支えないことを證明する学校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第一号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

第二条 所轄労働基準監督署長は、前条の規定によつてされた使用許可の申請について許否の決定をしたときは、申請をした使用者にその旨を通知するとともに、前条に規定する添付書類を返還し、許可しないときは、当該申請にかかる児童にその旨を通知しなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、前項の許否の決定をしようとする場合においては、当該申請にかかる児童の居住地を管轄する労働基準監督署長の意見を聽かなければならない。

第三条 法第五十八条第二項の規定による労働契約の解除は、様式第一号の労働契約解除書により、所轄労働基準監督署長が行う。

第四条 削除

（交替制による深夜業の許可申請）

第五条 法第六十一条第三項の規定による許可は、様式第三号の交替制による深夜業時間延長許可申請書により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。

第六条 削除

（重量物を取り扱う業務）

第七条 法第六十一条第一項の厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務は、次の表の上欄に掲げる年齢及び性の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務とする。

年齢及び性	重量（単位キログラム）			
	断続作業の場合		継続作業の場合	
男	女	男	女	
満十六歳未満	三十	二十五	二十	十五
満十六歳以上満十八歳未満		十二	八	十

（年少者の就業制限の業務の範囲）

第八条 法第六十一条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第四十一号に掲げる業務は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

一 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に規定するボイラー（同条第四号に規定する小型ボイラーを除く。）をいう。次号において同じ。）の取扱いの業務

二 ボイラーの溶接の業務

三 クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務

四 緩燃性でないフィルムの上映操作の業務

五 最大積載荷重が二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが十五メートル以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務

六 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車の運転の業務

七 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及びエアホイストを除く。）、運搬機又は索道の運転の業務

八 直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務

九 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

十 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）

十一 最大消費量が毎時四百リットル以上の液体燃焼器の点火の業務

十二 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務

十三 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務

十四 直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤その他の反ばつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。又はのこ車の直径が十七センチメートル以上の帶のこ盤に木材を送給する業務

十五 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務

十六 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務

十七 軌道内であつて、ずい道内の場所、見通し距離が四百メートル以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務

- 十八 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務
- 十九 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
- 二十 削除
- 二十一 手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
- 二十二 岩石又は鉱物の破碎機又は粉碎機に材料を送給する業務
- 二十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務
- 二十四 高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
- 二十五 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）
- 二十六 胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務
- 二十七 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務
- 二十八 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの
- 二十九 危険物（労働安全衛生法施行令別表第一に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスをいう。）を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの
- 三十 削除
- 三十一 圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務
- 三十二 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアノ化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- 三十三 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアノ化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- 三十四 土石、獣毛等のじんあるいは粉末を著しく飛散する場所における業務
- 三十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 三十六 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 三十七 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三十八 异常気圧下における業務
- 三十九 さく岩機、鉄打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- 四十 強烈な騒音を発する場所における業務
- 四十一 病原体によつて著しく汚染のおそれのある業務
- 四十二 燃却、清掃又はと殺の業務
- 四十三 刑事施設（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十五条第一項の規定により留置施設に留置する場合における当該留置施設を含む。）又は精神科病院における業務
- 四十四 酒席に侍する業務
- 四十五 特殊の遊興的接客業における業務
- 四十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務
- 第九条** **(児童の就業禁止の業務の範囲)**
- 一 公衆の娯楽を目的として曲馬又は軽業を行う業務
- 二 戸々について、又は道路その他のこれに準ずる場所において、歌謡、遊芸その他の演技を行う業務
- 三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務
- 四 エレベーターの運転の業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務
- (帰郷旅費支給除外認定の申請)**
- 一 この省令は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 二 この省令施行前に改正前の第十条の規定に基いてされた行政官庁の労働契約の解除は、改正後の第三条の規定に基いてされた労働契約の解除とみなす。
- 三 この省令施行前に改正前の第十二条の規定による認定は、様式第四号の帰郷旅費支給除外認定申請書により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。
- 四 この省令施行前に改正前の第十七条の規定による許可又は改正前の第五条の規定による許可又は改正後の第十二条の規定による認定とみなす。
- 五 この省令施行前に改正前の第三条、第十二条又は第十七条の規定に基いてされた申請は、それぞれ、改正後の第一条、第五条又は第十二条の規定に基いてされた申請とみなす。

附 則 抄

7 改正前の第十八条第二項の規定による証票は、改正後の第十三条第二項の規定による証票とみなす。

附 則 (昭和三四年二月一日労働省令第二号) 抄
1 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年二月二四日労働省令第三号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和三五年一月二十五日労働省令第一五号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和三七年四月一三日労働省令第一〇号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和三十七年六月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和三七年九月二九日労働省令第二〇号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和四一年一二月二八日労働省令第一六号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和四三年五月二九日労働省令第一五号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和四二年八月一日労働省令第二二号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和四十三年七月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和四三年六月一五日労働省令第一六号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和四四年一月二九日労働省令第一号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和四五年九月二八日労働省令第二二号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和四十五年九月二八日から適用する。

第一条 **附 則** (昭和四七年九月三〇日労働省令第三二号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和四八年三月二四日労働省令第三号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和五九年六月二九日労働省令第一四号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第一条 **附 則** (昭和五九年六月二九日労働省令第一四号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二条 改正前の女子年少者労働基準規則第十三条第二項の規定による証票は、改正後の同項の規定による証票とみなす。

附 則（昭和六〇年六月一日労働省令第一七号）
この省令は、公布の日から施行する。
改正前の女子年少者労働基準規則第十三条第二項の規定による証票は、改正後の同項の規定による証票とみなす。

2 1
附 則（昭和六一年一月二七日労働省令第三号）抄
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第二条 附則第四条の規定による改正前の女子年少者労働基準規則（昭和二十九年労働省令第十三号）第十三条第二項の規定による証票は、第十二条第二項の規定による証票とみなす。

附 則（平成一一年一月三一日労働省令第二号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(处分、申請等に關する経過措置)

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に關する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これららの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（それぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。）

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

(様式に関する経過措置)
第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成一一年一〇月三一日労働省令第四号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一八年五月二三日厚生労働省令第一二二号）抄
この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に關する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日厚生労働省令第一九三号）抄
(施行期日)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月二三日厚生労働省令第一四号）抄
この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月一五日厚生労働省令第二九号）抄
(施行期日)

附 則（平成一九年六月一日厚生労働省令第八六号）抄
この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄
(施行期日)

1
この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

1
この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二二日厚生労働省令第二〇三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1号（第一条関係）

使用許可申請書

事業の種類	事業の名称		事業の所在地
児童の氏名	性別	生年月日	住所
	男・女	年月日	
児童の就く業務内容		労働時間	
		()	

年月日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得 労働時間の欄は修学時間を（ ）内に記入すること。

様式第一号（第三条関係）（平一七厚労令二九・全改、平二八厚労令二五・一部改正）

労働契約解除書

		契約の内容		
使用者氏名		事業の種類	事業の名称	事業の所在地
労働者氏名	生年月日	業種	現住所	所在地

右の労働契約は、次の理由により、労働基準法第五十八条第二項の規定に基づいて解除する。

理由

年月日

労働基準監督署長

㊞

備考

- 一 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 二 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 三 ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

交替制による深夜業時間延長許可申請書

様式第3号(第5条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
交替制の概要			
業務の種類	交替の種類 及び周期	各交替番の始業 及び終業の時刻	各交替番の員数
労働者総数	①のうち交替制業務の労働者数	②のうちの満18歳未満の労働者数	
①	②	男	女
交替制を必要とする理由			

年　月　日

職名
使用者
氏名

労働基準監督署長 殿

様式第四号(第十条関係)

年 月 日	労 働 者 氏 名	性 別	年 齢	事業の種類	帰郷旅費支給除外認定申請書	
					事業の名称	所在業地の
労働基準監督署長殿						
使用者 職 氏 名						